

第8編 砂 防 編

第1章 砂防堰堤

第1節 適 用

1. 本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防堰堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。
3. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。
5. 受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

建設省 河川砂防技術基準（案）	（平成9年12月）
土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	（平成25年10月）
土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）	（平成25年3月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）	（平成24年3月）
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
砂防・地すべり技術センター砂防ソイルセメント施工便覧	（平成28年版）

第3節 工場製作工

8-1-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として鋼製堰堤製作工、鋼製堰堤仮設材製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。
 なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
3. 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、**設計図書**に示す形状寸法のもので、有害なキズま

たは著しいひずみがないものを使用しなければならない。

8-1-3-2 材 料

工場製作工の材料については、第3編2-12-2材料の規定によるものとする。

8-1-3-3 鋼製堰堤製作工

鋼製堰堤製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定によるものとする。

8-1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工

製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保出来る規模と強度を有することを確認しなければならない。

8-1-3-5 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定によるものとする。

第4節 工場製品輸送工

8-1-4-1 一般事項

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他のこれらに類する工種について定めるものとする。

8-1-4-2 輸送工

輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定によるものとする。

第5節 軽量盛土工

8-1-5-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

8-1-5-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

第6節 法面工

8-1-6-1 一般事項

1. 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法砕工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、法面の施工にあたっては、「道路土工一切土工・斜面安定工鋼指針 3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）、「グ

3. 受注者は、掘削の結果、土質が**設計図書**と異なる場合、及び湧水・クラック・崩壊等が生じた場合は直ちに監督職員に**報告**し、**設計図書**に関して**指示**を受けなければならない。
4. 受注者は、埋戻し及び盛土の施工に際し、雨水その他地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は、崩壊が生じないように施工しなければならない。
5. 受注者は、掘削した土砂は直ちに斜面外の安全な場所に搬出しなければならない。
6. 受注者は、斜面のり肩について、背後地からの水が斜面に流入、又は、浸透しないよう**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

第5節 擁壁工

8-4-5-1 一般事項

本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、現場打擁壁工、落石防護工、井桁ブロック工、既製杭工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、土留・仮締切工、水替工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

8-4-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

8-4-5-3 現場打擁壁工

1. 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に際し、掘削及び床掘後、**設計図書**に関して監督職員の**確認**を得て、速やかにコンクリートを打込みしなければならない。
2. 受注者は、水抜管の施工に際し、原則として2㎡当たり1箇所以上、内径75mm以上とし、湧水のある箇所及び擁壁背後（ポケット部）の排水については十分に考慮し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. その他現場打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

8-4-5-4 落石防護工

落石防護工の施工については、第8編3-5-8落石防護工の規定によるものとする。

8-4-5-5 井桁ブロック工

井桁ブロック工の施工については、第3編2-15-4井桁ブロック工の規定によるものとする。

8-4-5-6 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

8-4-5-7 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。

8-4-5-8 補強土壁工

補強土壁工の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定によるものとする。

8-4-5-9 土留・仮締切工

土留・仮締切工の施工については、第3編2-10-5土留・仮締切工の規定によるものとする。

8-4-5-10 水替工

水替工の施工については、第3編2-10-7水替工の規定によるものとする。

第6節 法面工

8-4-6-1 一般事項

本節は、法面工として植生工、吹付工、法枠工、かご工、アンカー工、抑止アンカー工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

8-4-6-2 植生工

植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定によるものとする。

8-4-6-3 吹付工

吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定によるものとする。

8-4-6-4 法枠工

法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定によるものとする。

8-4-6-5 かご工

かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定によるものとする。

8-4-6-6 アンカー工（プレキャストコンクリート板）

アンカー工の施工については、第8編3-4-6アンカー工（プレキャストコンクリート板）の規定によるものとする。

8-4-6-7 抑止アンカー工

抑止アンカー工の施工については、第8編3-4-7抑止アンカー工の規定によるものとする。

第7節 抑止杭工

抑止杭工の施工については、第8編第3章第9節抑止杭工の規定によるものとする。